

千葉市地域災害医療コーディネーター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震等の大規模災害の発生によって多数の人的被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有する資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供するために、千葉市地域防災計画に基づき、医療救護活動及びその助言を行う市地域災害医療コーディネーター及び区地域災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター等」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(委嘱)

第2条 市長は、災害医療及び市内の医療の実情に精通した医師の中から、市地域災害医療コーディネーター（以下「市コーディネーター」という。）を委嘱する。

2 市長は、各区ごとに、災害医療及び区内の医療の実情に精通した医師の中から、区地域災害医療コーディネーター（以下「区コーディネーター」という。）を委嘱する。

(任期)

第3条 コーディネーター等の任期は、2年以内とする。ただし、再任は妨げない。

(市コーディネーターの業務)

第4条 市コーディネーターは、平常時に次の事項について、医療衛生部長に助言を行う。

(1) 市内の災害医療体制の整備に関すること。

(2) 市内の災害訓練の企画立案及び訓練実施に関すること。

2 市コーディネーターは、災害時に市医療対策本部において、次の事項について助言及び調整を行う。

(1) 市内の災害時の医療救護活動の総合調整に関すること。

(2) 市内の医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること。

(3) 医療救護班の編成、派遣に関すること。

(4) 市内の医療機関、医療チームへの支援に関すること。

(5) その他医療対策本部長が必要と認める医療救護に関すること。

(区コーディネーターの業務)

第5条 区コーディネーターは、平常時に区内の災害医療体制の整備に関して、区健康課長に助言を行う。

2 区コーディネーターは、災害時に各区の保健医療班において、次の事項について助言を行うほか、医療救護活動を行う。ただし、やむを得ない事情により従事できない場合は、市長と協議した上で、他の適任者を従事させることができるものとする。

(1) 区内の医療救護班の配置及び活動の調整に関すること。

(2) 区内の医療関係機関等との連絡調整に関すること。

(3) その他各区保健医療班長が必要と認める区内の医療救護に関すること。

(守秘義務)

第6条 コーディネーター等は、業務に従事した際に知り得た秘密を第三者に洩らしてはならない。コーディネーター等の任を退いた後についても同様とする。

(費用支弁等)

第7条 災害時に第4条第2項及び第5条に定める業務に従事した場合の経費又はその業務に関連して負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合の扶助費は、市と千葉市医師会とで締結した「千葉市防災計画に基づく災害時の医療活動についての協定書」第15条の規定を準用し、市が負担する。

(庶務)

第8条 コーディネーター等の設置に関する庶務は、医療衛生部健康危機管理課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーター等の設置に関して必要な事項については、医療衛生部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年7月15日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。